証券コード　4772
2018年10月16日

株　主　各　位

東京都港区芝四丁目５番１０号
株式会社デジタルアドベンチャー
代表取締役社長　崔　　官　鎔

臨時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社臨時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2018年10月30日（火曜日）午後６時までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬　具

記

１．日　　時　2018年10月31日（水曜日）午前10時

２．場　　所　東京都港区芝四丁目１番23号
三田ＮＮビル地下１階
三田ＮＮホール

３．目的事項

決議事項

第１号議案　定款一部変更の件

第２号議案　取締役１名選任の件

第３号議案　取締役の報酬額改定の件

第４号議案　取締役に対するストック・オプション報酬額及び内容の決定の件

以　上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

なお、株主総会参考書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレスhttps://www.digiadv.co.jp/）に掲載させていただきます。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第１号議案　定款一部変更の件

１．提案の理由

当社がＳＭエンターテインメントグループ傘下になったことに伴い、グループとしてのブランディング化を図るため、「株式会社デジタルアドベンチャー」から新商号「株式会社ストリームメディアコーポレーション」に変更すべく、現行定款第１条（商号）を変更するものであります。

なお、この定款変更の効力発生日は、附則を設け2019年１月１日とし、効力発生日経過後これを削除するものといたします。

２．変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線部分は変更箇所を示しております。）

現　　行　　定　　款	変　　更　　案
第１章　総　　則	第１章　総　　則
（商号）	（商号）
第１条　当会社は、株式会社デジタルアドベンチャーと称し、英文では、Digital Adventure, Inc.と表示する。	第１条　当会社は、株式会社ストリームメディアコーポレーションと称し、英文では、Stream Media Corporationと表示する。
（新設）	附則 第１条（商号）の変更は、2019年１月１日をもって効力を生じるものとする。なお、本附則は、第１条の効力発生日経過後これを削除する。

第２号議案　取締役１名選任の件

経営体制の強化を図るため取締役１名を増員することとし、取締役１名の選任をお願いするものであります。なお、新たに選任されます取締役の任期は、当社定款の定めにより、他の在任取締役の任期の満了する時までとなります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

氏名 （生年月日）	略歴、当社における地位及び担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
山田（やまだ）　政彦（まさひこ） （1979年５月15日生）	2011年３月　株式会社LG CNS（韓国）戦略マーケティング部門課長 2014年４月　株式会社エスエム・エンタテインメント・ジャパン経営企画室長（現任） 2016年５月　株式会社SM Mobile Communications Japan代表取締役社長 2018年８月　株式会社エスエムエンターテインメント（韓国）Group Vision & Strategy部門室長（現任）	－株

（注）１．山田政彦氏は、新任の取締役候補者であります。

２．山田政彦氏は、当社の親会社である株式会社エスエムエンターテインメント（韓国）の業務執行者であり、当社は同社とコンテンツの仕入れ等の取引関係があります。

第３号議案　取締役の報酬額改定の件

現在の取締役の報酬額につきましては2004年６月25日開催の第33回定時株主総会において年額１億2,000万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）とご承認いただき今日に至っておりますが、その後の経営環境の変化及び業務執行体制強化等、諸般の事情を勘案し、年額３億円以内（うち社外取締役分年額1,500万円以内）としたく改定をお願いするものであります。なお、取締役の報酬額には従来と同じく使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものとしたいと存じます。

現在の取締役は11名（うち社外取締役１名）であり、第２号議案「取締役１名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、取締役12名（うち社外取締役１名）となります。

第４号議案　取締役に対するストック・オプション報酬額及び内容の決定の件

当社の取締役に対するストック・オプション報酬につきましては、2007年６月28日開催の第36回定時株主総会において年額3,000万円以内の範囲内でストック・オプションとしての新株予約権を付与することにつきご承認いただいておりますが、今般業績拡大に対するインセンティブをより強めるため、年額２億円以内（うち社外取締役分年額1,000万円以内）の範囲でストック・オプションとしての新株予約権を付与することにつき、ご承認をお願いするものであります。ストック・オプションとしての報酬額は、新株予約権の割当日において算定した新株予約権１個当たりの公正価額に、割り当てる新株予約権の総数を乗じて得た額となります。

なお、現在の取締役は11名（うち社外取締役１名）であり、第２号議案「取締役１名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、取締役12名（うち社外取締役１名）となります。

１．新株予約権を付与する理由

中長期的な当社の企業価値の増大を目指すに当たって、より一層意欲及び士気を向上させ、業績拡大へのコミットメントをさらに高めることを目的として、当社取締役に対して、無償にて新株予約権を発行するものであります。

２．新株予約権の数及び引換えに払い込む金銭

(1) 新株予約権の数

7,000個を上限とする。

なお、本新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の総数は、当社普通株式700,000株を上限とし、下記３.(1)により本新株予約権に係る付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に本新株予約権の数を乗じた数とする。

(2) 新株予約権と引換えに払い込む金銭

本新株予約権と引換えに金銭を払い込むことを要しない。なお、インセンティブ報酬として付与される新株予約権であり、金銭の払込みを要しないことは有利発行には該当しない。

３．新株予約権の内容

(1) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

本新株予約権１個当たりの目的となる株式の数（以下、「付与株式数」という。）は、当社普通株式100株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下、同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる１株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数　＝　調整前付与株式数　×　分割（又は併合）の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割又は資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、付与株式数は適切に調整されるものとする 。

(2) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又は算定方法

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、１株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、本新株予約権を割り当てる日の属する月の前月の各日（取引が成立していない日を除く。）における株式会社東京証券取引所JASDAQ市場における当社普通株式の終値の平均値に1.05 を乗じた金額（1円未満の端数は切り上げ）とする。但し、その価額が本新株予約権の割当日の終値（取引が成立していない場合はそれに先立つ直近取引日の終値）を下回る場合は、当該終値を行使価額とする。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による１円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割（又は併合）の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による１円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \dfrac{\text{新規発行株式数} \times \text{１株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の１株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式に係る発行済株式総数から当社普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式に係る自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

(3) 新株予約権の行使期間

新株予約権にかかる募集要項を決定する取締役会決議の日後２年を経過した日から８年以内の範囲とする。

(4) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

① 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第１項に従い算出される資本金等増加限度額の２分の１の金額とする。計算の結果１円未満の端数が生じたときは、

その端数を切り上げるものとする。

② 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から、上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(5) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

(6) 新株予約権の行使の条件

① 新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時においても、当社又は当社関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則において規定される関係会社をいう。）の取締役、監査役又は使用人であることを要する。但し、任期満了による退任及び定年退職、その他正当な理由のある場合は、この限りではない。

② 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

③ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授権株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

④ 各本新株予約権の一部行使はできない。

⑤ 本新株予約権割当契約に違反した場合には行使できないものとする。

４．新株予約権の取得に関する事項

(1) 当社は、上記３.(3)の行使期間到来前に株式会社東京証券取引所JASDAQ市場における当社普通株式の終値が、５取引日連続で行使価額に50％を乗じた価額（１円未満の端数は切り上げる）を下回った場合、無償で取得することができる。

(2) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約若しくは分割計画、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。

(3) 新株予約権者が権利行使をする前に、上記３.(6)に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。

(4) 新株予約権者が本新株予約権の放棄を申し出た場合は、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。

５．新株予約権その他事項

本新株予約権に関するその他の事項については、新株予約権の募集要項を決定する当社取締役会において定める。

以上

臨時株主総会会場ご案内図

三田ＮＮビル　地下１階　三田ＮＮホール
東京都港区芝四丁目１番23号
TEL　03-5443-3233

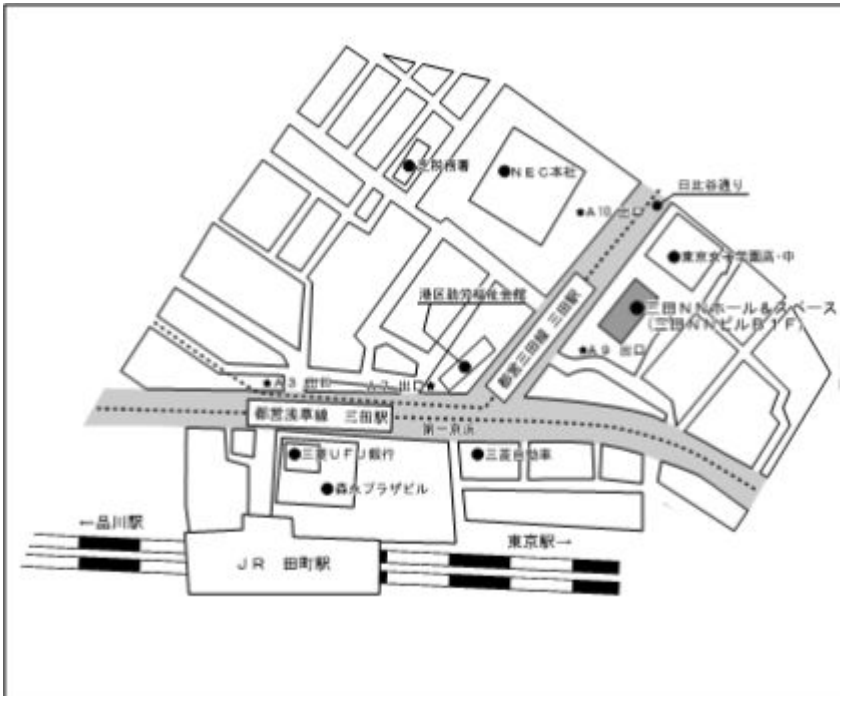

〇ＪＲ山手線・京浜東北線　「田町駅」下車、徒歩５分
●都営三田線　「三田駅」下車、直結（Ａ９出口）
●都営浅草線　「三田駅」下車、徒歩３分

（お願い）
会場には駐車場の用意がございませんので、お車でのご来場はご遠慮ください。